

法律基本科目 公法

科 目	統治の基本構造（後期）	単 位
		2
担 当	浦田 賢治	
<p>授業内容の概要</p> <p>日本国憲法が基盤にしている立憲主義、民主主義、平和主義の意味を明確にするために、判例・学説を整理して学ぶ憲法解釈論(憲法解釈学)を学習します。あわせて、歴史的考察と比較憲法的な視野も失わずに、また現実の憲法政治がもたらしているさまざまな憲法問題にも可能なかぎり焦点をあてて、科学としての憲法学の立場に立って、憲法総論と統治機構の諸問題を考えます。</p> <p>授業方法</p> <p>受講者が、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討・学習できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力します。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価します。成績はA・B・C・D・Fの5段階とします。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 立憲主義による統治、憲法規範の本質 第2回 民主制と統治体制 第3回 憲法と政党—政党の憲法上の位置、選挙と政党、政党と資金、政党の内部秩序 第4回 国会と立法権(1)—国会の地位、国会の権能、国会の組織、議員の権能と自律権、 国会と立法権(2)—国会の活動、議員の地位と権能、立法過程論 第5回 国会と選挙—代表民主制、選挙制度、二院制の特色、選挙訴訟 第6回 議院内閣制—議院内閣制の形、議院内閣制の標識、責任と均衡、衆議院の解散、国民内閣制論 第7回 内閣と行政権、内閣と行政活動 第8回 財政—財政民主主義、租税法律主義、公金利用の原則、財政監督と訴訟 第9回 司法と裁判(1)—司法の概念、部分社会論、宗教団体の内部紛争、統治行為、立法行為にかかる国家賠償請求訴訟 第10回 司法と裁判(2)—司法権の独立、裁判官の身分保障と市民的自由、裁判の公開、司法と民主主義 第11回 憲法訴訟(1)—司法の消極主義と積極主義、憲法裁判所制度と付随的司法審査制 第12回 憲法訴訟(2)—立法事実論、憲法判断の回避、合憲限定解釈、憲法訴訟 (3)—違憲判断の方法、違憲主張の適格、憲法判断の効果 第13回 地方自治の憲法問題—地方自治の本旨、地方公共団体とその権限、住民自治 第14回 平和主義—平和主義の構造、平和主義の現実 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 芦部信喜(著)・高橋和之(補訂)『憲法(第3版)』(岩波書店、定価 3,150 円)を各自で購入ください(予習用)。授業での使用教材は追って案内します。</p> <p>参考書(購入任意)： 戸松秀典・初宿正典(編著)『憲法判例(第4版 補訂版)』(有斐閣、定価 2,900 円)。</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p> <p>※但し担当教員の都合により授業計画が適宜変更されます。</p>		

科目	基本的人権の基礎 (前期)	単位 2
担当	柏崎 敏義	
<p>授業内容の概要</p> <p>近代立憲主義が提示した人権保障が日本国憲法に継受されていることを前提に、どのような考え方のもとでどのような人権が保障されているのか、それがどのような原則として理解されているのか、そしてそこにはどのような問題点があるのか、などを勉強する予定である。授業は、「わかりやすさ」を第一の目標にして、基本的には基礎を固めることに重点を置き、基本的知識の整理、学説・判例の整理などを中心に展開される。</p> <p>授業方法</p> <p>講義が中心となるが、場合によっては説明を求めたり、質問をする場合がある。答えられないことがないようにしておいてもらいたい。そのためには、当然のことながら、予習は不可欠である。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における参加の程度(平常点)と、期末試験によって、厳格な成績評価をする。成績はA・B・C・D・Fの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 人権のカテゴリー、人権の歴史、人権の思想 第2回 人権の制約、人権享有主体 第3回 私人間効力、包括的人権 第4回 法の下での平等 第5回 信教の自由 第6回 思想良心の自由、学問の自由 第7回 表現の自由(性表現、名誉毀損など) 第8回 表現の自由(デモ、集会、ビラ配りなど) 第9回 表現の自由(事前抑制と検閲) 第10回 適性手続 第11回 職業選択の自由 第12回 財産権 第13回 生存権 第14回 教育を受ける権利、労働基本権 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：石村修・稲正樹編『論点整理と演習 憲法』敬文堂</p> <p>参考書(購入任意)：基本書として、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法(第3版)』岩波書店、判例集として、戸松秀典・初宿正典編著『憲法判例(第4版補訂版)』有斐閣、芦部信喜・高橋和之・長谷部恭男編『憲法判例百選Ⅰ、Ⅱ』有斐閣を挙げておくが、その他については授業中に案内する。</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

法律基本科目 公法

科 目	公法総合1（後期）	単 位
		2
担 当	南 博方	
<p>授業内容の概要</p> <p>行政法とは、行政に関する法である。単独の法典を有せず、無数の行政法規のモザイク的集合の観を呈している。行政法を学ぶことは、これらの法令のすべてを暗記することではない。これらの行政法令は、一見ばらばらのようであるが、その根底には統一的な法原理・法原則が存在する。行政法学の目的は、これらの法原理・法原則を発見し、認識することである。行政法は比較的若い学問であるが、最近では、新鮮な判例も現れ、学説の進展も見られる。授業では、スタンダードな理論と最高裁の確立した判例を中心に講述することにする。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従い、下記の教科書により行うが、変更することもある。特に重要な事件や判例が現れた場合には、適時、その解説をする。高い水準を維持しながら、できるだけ分かりやすい授業を行うことに努める。あらかじめレジュメを配布し、できれば、次の授業時にポイントを記した講義のまとめを交付することにした。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業における能動的参加の程度および期末試験によって評価する。成績は、履修案内に定める方法による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 行政法とはどのような法か 1)行政に固有な法 2)行政と法との関係 3)行政法の存在形式 第2回 行政は誰が行うか 1)行政主体 2)行政機関 3)国の行政組織 4)地方自治組織 5)公務員 6)営造物 第3回 行政はどのような作用を行うか 1)秩序行政作用 2)整序行政作用 3)給付行政作用 第4回 情報公開と個人情報保護の仕組み 1)行政情報公開法の目的と対象文書 2)行政文書開示手続と不服申立手続等 4)行政文書の管理 5)個人情報の保護 第5回 行政行為とは何か 1)行政行為の意義 2)行政行為の種類 3)羈束と裁量 4)行政行為の附款 第6回 行政行為はどのような効力をもつか 1)行政行為の効力 2)違法な行政行為 3)行政行為の発給 4)行政行為の職権による取消し 5)行政行為の職権による撤回 第7回 行政行為以外の行政作用 1)行政立法 2)自治立法 3)行政計画 4)行政契約 5)行政指導 第8回 行政上の法律関係とは 1)行政上の法律関係の類型 2)特別の公法関係 3)私人の公法行為 第9回 行政のよるべき手続とは 1)行政手続法とは何か 2)申請に対する処分手続 3)不利益処分手続 4)行政指導手続 5)届出手続 6)その他 第10回 行政の実効性を確保する手段 1)行政罰 2)行政上の強制執行 3)行政上の即時強制 第11回 行政によって受けた損失の補償とは 1)損失補償とは何か 2)損失補償の内容と方法 第12回 行政によって受けた損害の賠償とは 1)公権力の行使に基づく損害賠償 2)公の営造物の設置管理に基づく損害賠償 3)国家賠償と民法との関係 4)結果責任に基づく国家賠償 第13回 行政不服申立てとは 1)行政不服申立てとは何か 2)行政審判手続 3)行政型ADR 第14回 行政事件訴訟とは 1)行政事件訴訟の意義 2)行政訴訟制度の改革 3)行政事件訴訟の類型 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：南博方『行政法』(第五版)(有斐閣 2004年) 参考書(購入任意)：塩野・小早川・宇賀編『行政判例百選 I II』(第四版)(有斐閣 1999年)</p> <p>前提履修科目</p> <p>憲法・民法総則</p>		

法律基本科目 公法

科 目	公法総合2 (前期)	単 位 2
担 当	南 博方	
<p>授業内容の概要</p> <p>公法総合2(行政救済法)においては、公権力の行使に当たる行為をしようとする場合の事前手続や違法・不当な行為により国民の権利利益が侵害された場合の事後救済手続について検討することとする。具体的には、行政手続、不服審査手続、行政審判、行政訴訟、国家賠償などの行政救済手続を内容とする。公法総合1(行政法の基礎)で習得した基礎知識を基に、主として事例研究を中心として、応用的能力を涵養することを目的とする。</p> <p>授業方法</p> <p>授業は、下記の授業計画に従って行うが、重要な事件や判例が現れた場合には、適時、その解説をすることとする。行政法の分野では、判例(特に最高裁判例)のもつ役割は大きく、判例理論の研究は欠かすことができない。授業に際しては、あらかじめ、判例を精読し、その論点を把握しておくこと。事件のj概要, 判旨, 解説の順に報告を求める。できれば、次回の授業時に、授業のポイントを記した授業のまとめを交付する。従来の教育は、問題解決能力の向上に重点がおかれていたが、良き法曹家を目指すためには、問題(論点)発見能力(処分の違法を主張する知恵)を身に付けることが何より肝要である。そのような心構えで授業に臨んでほしい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は、履修案内の定めるところによる。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 行政手続法理 1)告知聴聞 2)記録閲覧 3)理由の提示 4)審査・処分基準の設定・公表 第2回 行政手続 1)申請に対する処分手続 2)不利益処分手続 3)手続違背と処分の効力 4)行政指導等 第3回 行政型ADR 1)ADRの意義と種類 2)行政型ADRの意義と必要性 3)行政型ADRの種類と機能 第4回 行政不服申立て(1) 1)不服申立ての意義と特色 2)不服申立ての種類 3)不服申立事項 第5回 行政不服申立て(2) 1)対象適格 2)不服申立人適格 3)不服審査手続 4)裁決・決定 第6回 行政審判 1)行政審判の意義 2)事後審判手続 3)事前審判手続 4)審判手続の特色 第7回 行政事件訴訟(1) 1)行政訴訟の意義 2)行政訴訟制度の沿革 3)行政事件訴訟の類型 第8回 行政事件訴訟(2) 1)取消訴訟の対象適格 2)原告適格 3)取消訴訟の被告適格 4)裁判管轄 第9回 取消訴訟 1)取消訴訟の審理 2)審理の対象 3)証明責任 4)違法判断の基準時 4)判決等 第10回 取消訴訟以外の抗告訴訟(1) 1)無効等確認訴訟の意義 2)原告適格の制限 3)現在の法律関係訴訟 第11回 取消訴訟以外の抗告訴訟(2) 1)不作為違法確認訴訟 2)義務付け訴訟 3)差止訴訟 4)仮の救済 第12回 その他の行政訴訟 1)当事者訴訟 2)民衆訴訟 3)機関訴訟 第13回 国家賠償制度(1) 1)国賠制度の沿革 2)国賠1条の性質 3)国賠1条の要件 4)特別な国家活動 第14回 国家賠償訴訟(1) 1)国賠2条の意義 2)国賠2条の責任の性質 3)国賠3条 4)国賠4~6条 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 南博方『行政法』(第五版)(有斐閣 2004年) 参考書(購入任意): 成田・荒・南・近藤・外間『現代行政法』(第5版)(有斐閣 2003年) 塩野宏『行政法I』(第三版)(有斐閣 2003年) 塩野・小早川・宇賀編『行政判例百選I・II』(第四版)(有斐閣 1999年)</p> <p>前提履修科目</p> <p>公法総合I・憲法</p>		

法律基本科目 公法

科 目	公法総合3（後期）	単 位 2
担 当	山下 清兵衛	
<p>授業内容の概要</p> <p>普遍法としての国際的人権保障規範と、日本国憲法における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールについての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。</p> <p>また、立法による行政に対するコントロールも検討する。更に、司法を含めた三権を、主権者たる国民がどのようにコントロールすべきか（憲法の保障）について理解を深めてもらえるようにしたい。</p> <p>法律家が国民の権利実現について、どのように関与できるかについて裁判官を含めた法の運用者のあるべき姿についても講義する予定である。</p> <p>授業方法</p> <p>担当教員が取得した憲法・行政訴訟判例等を題材として、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるよう工夫し、主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深め、かつ、論文力を向上させるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。</p> <p>課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは1～2回程度を予定するが、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は論文問題とし、憲法・行政法の有機的な理解の程度を評価する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 国際人権と国内人権(当事者訴訟) 第2回 司法権の概念(行政訴訟と民事訴訟) 第3回 財政に対する国民の監視と租税法律主義 第4回 憲法訴訟 第5回 第三者訴訟 第6回 憲法第14条と銀行税条例事件 第7回 司法審査と行政処分(小田急事件) 第8回 法の支配の原則(行政訴訟における和解) 第9回 司法の行政に対するコントロール(許認可訴訟) 第10回 法律の委任と委任範囲(租税訴訟) 第11回 行政国家と議会制民主主義(福祉訴訟) 第12回 情報公開と知る権利(住民訴訟) 第13回 行政訴訟と裁判を受ける権利(入管訴訟) 第14回 公務員訴訟と国賠訴訟 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。参考文献：『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕 『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』〔有斐閣〕</p> <p>参考書(購入任意)：授業において、随時紹介する</p> <p>前提履修科目</p> <p>公法総合1・2</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民法1（民法総則）（前期）	単 位
		2
担 当	小林 一俊	
<p>授業内容の概要</p> <p>民法典のいわゆる「総則」部分を学習する。日本の民法典は、全体として、具体的な各事項に共通するルールをまとめて総則部分を設けるという論理的な体系がとられている（いわゆるパンデクテンシステム）。民法「第一編 総則」は、民法全体の通則にあたる、抽象的なエッセンス部分であるといえよう。そこで極力、判例や具体例を素材としながら、総則の分野を具体的に学ぶことを目的とする。</p> <p>授業内容と順序の概要は、下記授業計画の通りである。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料（主として判決文）などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として判例を素材として当該テーマに関する理解を深め、理論の応用力を養うように努力する。また適宜小テストを行い、学習成果を確認することもある。教室外での質疑応答については、オフィスアワーや教育支援システムに設置される電子掲示板も活用し、教員－受講者のみならず、受講者間の交互学習も行えるようにする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業における応対や小テストの成果も加味するが、主として期末試験による。成績はA・B・C・D・Fの5段階。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 民法総論 第2回 自然人の起点・終点 第3回 意思能力・行為能力 第4回 法人 第5回 物 第6回 法律行為と意思表示の基礎 第7回 意思と表示の不一致 第8回 詐欺・強迫・意思表示の効力発生時点 第9回 代理制度 第10回 無権代理 第11回 表見代理 第12回 無効・取消・条件・期限・期間 第13回 時効総論 第14回 取得時効と消滅時効・除斥期間 第15回 期末テスト <p>使用教材</p> <p>教科書（購入必須）： 内田貴『民法 I（第3版）』東京大学出版会</p> <p>参考書（購入任意）： 星野・平井・能見編『民法判例百選 I（第5版・新法対応補正版）』有斐閣</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	民法2 (債権法総論) (後期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>債権総則(民法399条～520条)の解釈論を、主として判例・通説に従って説明する。規定のあるものが大部分であるが、債務引受・契約引受という条文がない制度も含まれている。保証(446条～465条の5)と弁済者代位(499条～504条)とは、担保物権のところでは話すほうが理解しやすいため、次年度前期に譲る。内容を簡単にまとめていけば、「契約その他の発生原因にもとづき成立した債権の種々の内容や法的な力」を取り扱う。より詳細は授業計画を参照。</p> <p>授業方法</p> <p>本学では純粹の初心者を中心として教え始めるという仕組みになっている。現実には様々なレベルにある人たちが混在しており、どのグループに属する諸兄弟にも不満足感があるはずだが、各自の工夫で解決してほしい。また、双方向授業などは、教える側からの整理的・確認的な質問にきちんと答えてもらえば当面十分である。債権総論の授業も3回目を迎えるわけであり、経験をなるべくプラスに活かしたい。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記テスト(論述と短答)によるが、途中で時間があれば2回程度の知識確認小テストを行いたい。このテスト結果も最終評価に組み込む(方法は別途告知する)。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。</p> <p>授業計画(法学セミナー「First lessons in 債権総論」(以下「法セ」と略記)による)</p> <p>第1回 債権総論のはじめに(法セ576号)</p> <p>第2回 給付の種類・態様と債権の目的(同577号)</p> <p>第3回 弁済などによる債権の消滅(同578号～580号)</p> <p>第4回 同上</p> <p>第5回 債権の効力(同581号・582号)</p> <p>第6回 同上</p> <p>第7回 債務不履行(同584号3587号)</p> <p>第8回 同上</p> <p>第9回 債権者代位権と詐害行為取消権(同588号～592号)</p> <p>第10回 同上</p> <p>第11回 多数当事者の債権・債務(除保証)(同592号～595号—保証を除く)</p> <p>第12回 同上</p> <p>第13回 債権譲渡・債務引受・契約引受(同602号～604号—弁済者代位を除く)</p> <p>第14回 同上</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>【備考】特に初心者の人は、開講までに「法セ」(TKCにて配布。8月までに単行本化できれば、後期に使用する)と財産法25講を読んでおくこと。このほか紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項等は、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する予定。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 内田「民法Ⅲ(第3版)」(東京大学出版会)、椿ほか「財産法基本判例」。 椿ほか「条文にない民法」類推適用からみる民法(いずれも日本評論社) このほか法セ・判例教材等をTKC等で随時配布する。</p> <p>参考書(購入任意): 椿「財産法25講」、椿ほか「新民法概説(2)〔第3版〕」(入門ないし要点整理用)</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

科 目	民法3（契約法）（後期）	単 位 2
担 当	佐伯 一郎	
<p>授業内容の概要</p> <p>この授業は民法典の債権各論の中の第3編2章の「契約」の部分を対象とする。 我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約行為である。 このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。</p> <p>授業方法</p> <p>民法典の体系に沿って行う講義形式の授業とするが、毎回、設問・判例等について討論する機会をもつこととする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 契約の意義と種類および契約の成立 第2回 契約の効力と契約の終了 第3回 贈与と売買(1) 第4回 売買(2) 第5回 売買(3) 第6回 消費貸借 第7回 使用貸借と賃貸借(1) 第8回 賃貸借(2) 第9回 賃貸借(3) 第10回 賃貸借(4) 第11回 雇用 第12回 請負 第13回 委任・寄託 第14回 組合 第15回 定期試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ』東京大学出版会</p> <p>参考書(購入任意)： なし</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民法4（不法行為法）（前期）	単 位
		2
担 当	牛山 積	
<p>授業内容の概要</p> <p>人は、生活の中で、事故や予期しない出来事によって損失を受けたり利益を得たりして財産関係に影響を受けることがある。その場合に備えて、民法は、契約によらない特別な債権関係を発生させる制度を規定している。(1)ある者が他人の財産についてその利益を守るために義務なくしてその財産の管理を始めた場合に債権を発生させる「事務管理」、(2)財産上の不当な損失を受けた者が存在し、(a)その損失によって他方に不当に利得をしている者がいる場合に債権を発生させる「不当利得」、(b)その損失が違法な原因に基づく場合に債権を発生させる「不法行為」、の3種類である。本講では、学習効果の観点から、不法行為、事務管理、不当利得の順に取り上げる。債務不履行の効果としての損害賠償請求権も不法行為と対比させて本講で扱う。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する判例文献・資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション／不法行為1 不法行為法の枠組み 第2回 不法行為2 過失論 第3回 不法行為3 権利侵害と違法性 第4回 不法行為4 因果関係論 第5回 不法行為5 不法行為の効果① 第6回 不法行為6 不法行為の効果② 第7回 不法行為7 差止請求権 第8回 不法行為8 損害賠償請求権行使の期間制限 第9回 不法行為9 使用者責任・公務員の不法行為と賠償責任(付 自賠法) 第10回 不法行為10 土地工作物責任と営造物責任 第11回 不法行為11 製造物責任 第12回 不法行為12 複数人による不法行為 第13回 事務管理 第14回 不当利得 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法Ⅱ・債権各論』東京大学出版会(第2版刊行予定) 吉村良一『不法行為法(第3版)』有斐閣</p> <p>参考書(購入任意)： 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』有斐閣 前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』青林書院、森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣 平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』弘文堂、幾代通＝徳本伸一『不法行為法』有斐閣 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』青林書院、潮見佳男『不法行為法』信山社 加藤雅信『新民法体系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為(第2版)』有斐閣 広中俊雄『債権各論講義(第6版)』有斐閣 山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座全6巻』日本評論社 遠藤浩『基本法コンメンタール・債権各論Ⅱ(第4版新条文対照補訂版)』日本評論社 篠塚昭次＝前田達明編『新・判例コンメンタール第1巻～第9巻』三省堂</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民法5（物権法）（前期）	単 位
		2
担 当	佐伯 一郎	
<p>授業内容の概要</p> <p>この授業は民法典の第2編第1章から第6章までの部分を対象とする。我々は「物＝財貨」を利用しなければ一日たりとも生活をする事ができない。したがって、現代社会では「物＝財貨」の利用を安全確実なものにする「物権＝物に対する権利」の機能は重要である。</p> <p>この授業では、民法のなかで物権がどのように取り扱われているかについて理解するとともに、設問・判例等を素材にして現実に紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式の授業とするが、毎回、設問・判例等を検討することにより、具体的な紛争解決方法を習得する機会をもつようにする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 物権の意義と種類 第2回 物権の効力、物権変動論(1)～総論 第3回 物権変動論(2)～176条論 第4回 同上(3)～177条論 第5回 同上(4)～177条論 第6回 同上(5)～178条論 第7回 同上(6)～178条論 第8回 同上(7)～明認方法・物権の消滅 第9回 占有権(1) 第10回 占有権(2) 第11回 所有権 第12回 共有 第13回 用益物権(1) 第14回 用益物権(2) 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 内田貴『民法I』</p> <p>参考書(購入任意)： なし</p> <p>前提履修科目</p> <p>民法(総則、債権総論、契約法、不法行為法)</p>		

科 目	民法6 (担保物権法) (前期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>抵当権を中心とする民法典の担保物権(295条～398条の22)と、譲渡担保を中心とする非典型担保、民法2(債権法総論)で除外した保証(民法466条～)および弁済者代位(同499条～504条)につき、ポイントとなる問題を説明する。法定担保物権(留置権・先取特権)は、簡単な要点説明のみ。工場抵当法など特別法は、原則として対象外。担保権の実行手続との関係は、執行法・倒産処理手続に委ねる。</p> <p>授業方法</p> <p>一定のレベルを想定したうえで、原則として一方的授業をせざるをえない。対話というならば、理解度を確認するための質問程度にとどまるであろう。時間数不足への対策として、一定数の小項目を予め選定し、他の事項は自習に委ねるという方法を挿入するかもしれない。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>従来どおり期末試験を実施する。今回も田中教授のご協力を得られるので、論述は椿、短答は田中と分担する。途中における小テストは、従来どおりならば田中教授にお願いするが、椿も分担することを検討中。このテスト結果も最終評価に組み込む(方法は別途告知する)。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。</p> <p>授業計画 (法学セミナー「First lessons」は号数のみを表記)</p> <p>第1回 はじめに 担保物権の種類・機能・改正・学修方法など(561) 保 証(1)…595・596</p> <p>第2回 保 証(2)…598 抵当権(1)…概観(562-1,4)、関係者(同3)、法的性質(同2)</p> <p>第3回 抵当権(2)…設定と順位(563-5)、目的物の範囲(同6)、物上代位(564-7)</p> <p>第4回 抵当権(3)…実行概略と優先弁済(564-8)、被担保債権の範囲(同9)、抵当権消滅請求(同10)</p> <p>第5回 抵当権(4)…法定地上権(565-11)</p> <p>第6回 抵当権(5)…共同抵当(565-12)</p> <p>第7回 抵当権(6)…妨害排除(566-14)、抵当権の処分(566-15a)、物上保証(同15b)</p> <p>第8回 抵当権(7)…根抵当の前半(567-16,17)</p> <p>第9回 抵当権(8)…根抵当の後半(567-18,19)、特別抵当法(566-15)</p> <p>第10回 その他の担保物権…質権(568)、留置権(569-1,2)、先取特権(同3)</p> <p>第11回 非典型担保(1)…総説(570-1,2)</p> <p>第12回 非典型担保(2)…譲渡担保(572)、所有権留保(573-8)、仮登記担保(573-9)、その他(573-10)</p> <p>第13回 弁済者代位(1)…604</p> <p>第14回 弁済者代位(2)…607</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>【備考】「はじめに」は田中・担保法導入講義聴講(音声受講含む)済の前提で行う。各回細目は、「法セ」債権総論・担保物権法を見ておくこと。ただし担保物権法は新法未対応ゆえ、範囲や概要確認が眼目。紙面の関係で本シラバスに盛り込めない事項等については、必要に応じて別紙等を配布するかTKCに掲示する予定。</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 平野ほか「民法3 担保物権(第2版)」(有斐閣)、近江「民法講義IV」(成文堂) 椿ほか「財産法基本判例」。法セミ・FL、判例教材等はTKC等で随時配布する。</p> <p>参考書(購入任意): 近江「民法講義III(第2版)」(成文堂)、内田「民法III(第3版)」(東京大学出版会) 椿ほか「条文にない民法」類推適用からみる民法(いずれも日本評論社) 椿「財産法25講」、椿ほか「新民法概説(1)」(入門と要点整理—いずれも有斐閣双書—)</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	商事法入門（前期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>商事法入門は、商法の学修における導入講座である。商法を深く理解するために必要な内容として、広く民法・商法の基礎知識を修得し、確認することを目的とする。前半7回は、商事法的前提となる民法についての基礎知識、学修方法、思考方法の修得・確認を行う。レベルはあくまで本学においてはじめて法律科目（民法）を履修する学生を対象とする水準におくが、判例の読み方や理論構成方法などは、相応に勉強した経験のある学生にも糧となるものとする。後半7回は、商法総則領域を題材として、商事紛争の特殊性に着目しつつ、基本概念の修得を目指す。（なお、本講義においては、前半7回について、スーパーバイザーとして椿寿夫教授、田中宏教授にご協力頂く）</p> <p>授業方法</p> <p>前半7回の講義についてはおおむね授業計画に記載した教科書の項目にそって進めていく。前半7回は短時間で、民法全体を学修するための「約束事」や「基礎知識」を修得してもらう講座であるから、講義形式が中心となるが、適宜、学修の成果を確認するためにレスポンス（発言、書面等）を求めることもある。後半7回は、商法総則の各テーマを題材としたオリジナルの事例問題を材料に、前半50分は基本概念・関連知識の講義、後半50分は質疑・討論を中心とする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末の筆記試験による。なお、前半7回終了時点で時間に余裕があれば、小テストによる理解の検証も考えている。</p> <p>授業計画（なお前半7回の講義に関して【 】内の数字は『財産法25講』の講番号である）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 イントロダクション(民法とは、基本用語、判例学修の方法など)【1】【2】 第2回 権利義務の発生(不法行為、契約・法律行為)【3】～【6】 第3回 種々の契約(1)売買と賃貸借【7】～【10】 第4回 種々の契約(2)、代理、決済【11】～【14】 第5回 債権の効力(債務不履行、代位権・取消権)、多数当事者の債権債務【15】～【18】 第6回 物に対する権利(担保権・所有権等)【19】～【22】 第7回 権利変動、時間の経過の効果(期間、時効)、法人と組合【23】～【25】 第8回 商事紛争の特色、商法の基本概念(商人とは、商行為とは) 第9回 商人の営業活動と名称(商号制度・名板貸) 第10回 商人の営業活動の補助者(商業使用人) 第11回 営業譲渡と利害関係人の保護 第12回 商取引における利害関係人の地位(フランチャイズ・消費者取引) 第13回 活動主体としての会社(会社の特徴、法人格否認の法理) 第14回 株式会社の基本構造 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：椿『財産法25講(第2版補訂2版)』(有斐閣双書)【前半7回で使用】</p> <p>後半については、講義時に指定する</p> <p>参考書(購入任意)：講義時に指定する。</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	会社法 1 (後期)	単 位
担 当	山下 丈	
<p>授業内容の概要</p> <p>株式会社法の題材として、主として経営に関与する諸機関の役割について検討する。商事法入門で習得した知識を前提に、制度の意義、機能を認識するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点を検討する。なお、会社法は、平成17年に全面改正されたため、下記の講義計画は新法施行後の実情に合わせて変動する予定である。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 株主総会 (1) : 株主総会の招集手続 第2回 株主総会 (2) : 議決権行使・決議の効力 第3回 株主総会 (3) : 株主提案権・説明義務、書面投票 第4回 株主総会 (4) : 資本多数決・経営機関の選解任 第5回 取締役・取締役会 (1) : 取締役会の議事運営 第6回 取締役・取締役会 (2) : 会社の業務執行・代表 第7回 取締役・取締役会 (3) : 取締役の一般的義務 第8回 取締役・取締役会 (4) : 利益相反取引規制・報酬規制 第9回 役員等の責任 (1) : 役員等の会社に対する責任 第10回 役員等の責任 (2) : 役員等の責任追及手段と株主代表訴訟 第11回 役員等の責任 (3) : 役員等の第三者に対する責任 第12回 株式会社の経営に関する監視・監督—監査役・監査委員会 第13回 株式会社の設立手続 第14回 株式会社における設立関与者の責任と設立無効 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <p>開講時点では、版が新しくなっていることがある。</p> <p>江頭憲治郎『株式会社・有限会社法[第4版]』有斐閣 平成17年</p> <p>神田秀樹『会社法[第7版]』弘文堂 平成17年</p> <p>弥永眞生『リーガルマインド会社法[第9版]』有斐閣 平成17年</p> <p>前提履修科目</p> <p>商事法入門</p>		

科 目	会社法2（前期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
<p>授業内容の概要</p> <p>前半は、株式会社の財務的側面に関する問題点をとりあげる。特に株式制度に関わる諸問題の検討を中心とする。株式制度は、ファイナンス(資金調達)の側面にとらえられることが多いが、募集株式の発行や、種類株式制度など、会社のガバナンス(支配)に関わる問題点も多い。その点において、会社法1の復習も兼ねたいと思う。基本的な知識は各自の予習に委ね、講義では事例問題を軸として重要事項の確認及び紛争解決能力の養成を目指したい。また実務で重要な会計規制や企業結合(合併)に関わる諸問題についても、基本的な制度理解と現実の紛争を視野に入れ検討したいと思う。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ事例形式の設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。おおよそ前半は講義形式による重要な問題点の指摘・解説、後半は事例の解決にウェイトを置いた質疑応答・討論を軸とする。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価する。ただし、著しく授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害など)については、期末試験の成績評価において減点対象とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 株式制度の基礎 ～株式の意義、株主の権利、株主平等原則 第2回 種類株式 第3回 株式の流通性とその制限 ～譲渡の方式(株券制度含む)、譲渡制限株式の取扱い 第4回 募集株式の発行(1) ～手続上の問題点、自己株式取得規制 第5回 募集株式の発行(2) ～既存株主による差止・無効・損害賠償 第6回 株式単位の変動と株主の権利 ～併合・分割・無償割当て・単元株 第7回 社債・新株予約権 第8回 組織再編(1) ～組織再編規制の概要・合併 第9回 組織再編(2) ～会社分割と営業譲渡 第10回 組織再編(3) ～親子会社をめぐる諸問題 第11回 会社の計算(1) ～計算書類等の作成手続・会計監査 第12回 会社の計算(2) ～剰余金の配当規制 第13回 株式会社の消滅とリストラクチャリング 第14回 株式制度全般 ～株式買取請求権、自己株式・相互保有 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 開講時に指定する</p> <p>参考書(購入任意)： 神田秀樹:『会社法』 弥永真生:『リーガルマインド会社法』 注:いずれも最新版を用意すること</p> <p>前提履修科目</p> <p>会社法1を履修済であることが望ましい。</p>		

法律基本科目 民法

科 目	商取引・有価証券（後期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
<p>授業内容の概要</p> <p>主として商取引法と有価証券法を取り上げる。</p> <p>前半部は企業間取引を中心に、商取引法に関する諸問題を取り上げる。商事法入門において取り上げた題材についても、商法規制に関する基本的理解を前提として、より法律的な問題点を模索する。後半部においては有価証券法理に関して重要となる、発行・流通・権利行使に関する特殊性を検討する。</p> <p>授業方法</p> <p>あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、Fの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 商人間売買 第2回 消費者売買 第3回 仲立人と代理商 第4回 運送営業 第5回 倉庫営業 第6回 商行為の通則Ⅰ 第7回 商行為の通則Ⅱ 第8回 手形行為概論 第9回 手形の偽造・無権代理 第10回 手形の変造・白地手形 第11回 手形の裏書と善意取得 第12回 手形抗弁の制限 第13回 手形の支払・遡求・手形訴訟・手形の消滅。利得償還請求 第14回 手形の流通保護制度 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、設例を示すとともに、参考文献・関連資料を提示する。</p> <p>参考書(購入任意)</p> <p>江頭憲治郎『商取引法[第3版]』弘文堂平成14年 川村正幸『手形・小切手法[第3版]』新世社平成17年</p> <p>前提履修科目</p> <p>商事法入門</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法1（前期） 50分授業30回	単 位 2
担 当	住吉 博	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手續構成』が主たる関心事である。表面上は同一の話題が「1」と「2」で繰り返し取り上げられることもあるが、それは話題の重要性にかんがみ学修の深化をはかるための配慮にもとづく。</p> <p>本科目「民事訴訟法1」では、日本の実定制度としての民事訴訟の手續が実体法裁判規範の特性に応じていかに形作られているか、を受講者に説明する。とりわけ受講者に基本原理、専門的術語の確実な認識を得させることに努める。</p> <p>授業方法</p> <p>担当者が著述した<教科書>に相当するテキストをTKKの『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供する。講義を基調とし、受講者の質疑を随時に受け付けることにより、授業の双方向性を確保する。また、途中で3回くらい、復習テストを実施する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記試験を期末に行い、A・B・C・DおよびF(不合格)の5段階で評点を付する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 民事訴訟の存在意義 第2回 各種の民事司法手続き 第3回 「訴訟」と「非訟」 第4回 「口頭弁論手續」ともみられていた民事訴訟手續 第5回 本案判決と訴訟上の請求 第6回 本案判決による救済 第7回 実体権と本案判決 第8回 本案判決の既判力 第9回 既判力の客体的(客観的)範囲 第10回 既判力の主体的(主観的)範囲 第11回 既判力の規準時 第12回 定期金賠償の特例 第13回 復習テスト(1) 第14回 [訴訟上の]請求の特定 第15回 請求の趣旨 第16回 請求の原因 第17回 「訴訟物」論議 第18回 訴えの利益 第19回 続・訴えの利益 第20回 分割請求の諸問題 第21回 復習テスト(2) 第22回 裁判規範の法律要件事実 		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法1 (前期)	単 位 2
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手續構成』が主たるテーマとなっている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 民事訴訟制度の全体像 第2回 各種の民事司法手續 第3回 「訴訟」と「非訟」 第4回 訴訟上の請求 第5回 本案判決の既判力 第6回 既判力の客体的(客観的)範囲 第7回 既判力の主体的(主観的)範囲 第8回 既判力の基準時と遮断効 第9回 請求の特定 第10回 「訴訟物」論争 第11回 処分権主義 第12回 弁論主義 第13回 主張責任と立証責任(証明責任) 第14回 裁判規範の法律要件事実 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 中野貞一郎『民事裁判入門 [第2版補訂版]』(有斐閣、本体価格1,900円) 伊藤眞『民事訴訟法 [第3版補訂版]』(有斐閣、本体価格5,000円)</p> <p>参考書(購入任意): 司法研修所監修『4訂 民事訴訟第一審手續の解説—事件記録に基づいて—』 (法曹会、本体価格1,500円)</p> <p>前提履修科目 なし</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事法総合（後期）	単 位 2
担 当	中島 広樹	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法総論と各論および刑事訴訟法の基本的知識を習得したことを前提として、刑法総論・各論の問題が融合した事例を素材にして、刑事法とりわけ刑法の総合的理解を深めてゆく。共犯の検討を重要視するとともに、必要な範囲で手続法上の問題を扱う予定である。刑法の基本的知識や考え方を具体的事例の解決に向けて活用しうるステップへ進んでもらうことをめざす。なお、授業内容等については変更があるので注意すること。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料等を事前に告知する。授業当日は質疑討論に重点を置いて、当該テーマに対する理解を深める。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度を参考にしつつ、主として期末試験によって評価する。(A・B・C・D・Fの5段階評価)。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 殺人罪事例 第2回 傷害罪事例 第3回 傷害致死罪事例 第4回 業務上過失致死傷罪事例 第5回 凶器準備集合罪事例 第6回 強姦罪事例 第7回 窃盗罪事例 第8回 強盗・恐喝事例 第9回 強盗致死傷罪事例 第10回 事後強盗罪事例 第11回 放火罪事例 第12回 賭博罪事例 第13回 偽証罪事例 第14回 賄賂罪事例 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：講義に際して指示する。</p> <p>参考書(購入任意)：なし</p> <p>前提履修科目</p> <p>刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事訴訟法1 (後期)	単 位 2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法は、国家権力のあり方と密接な関連を持っています。それ故、刑事訴訟法は憲法・国際人権法と深い関わりがあり、これに即した解釈・運用が求められます。講義では、憲法・国際人権法及びそれを生み出した歴史的状況、比較法をもできる限り踏まえつつ、捜査手続に関する諸問題に検討を加えることとします。現行法の解釈・運用はもとより、刑事司法改革・組織犯罪対策・被害者保護など、立法のあり方と関連するテーマについても可能な限り時間をとりたいと思います。</p> <p>なお、以下は予定であり、実際の具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>授業方法</p> <p>テーマを事前に設定し、判例・学説等について予習がなされていることを前提とすることは、他の科目と同様です。講義形式を中心とし、演習・対話形式を適宜併用しつつ進めてゆく予定です。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価するのを原則としますが、講義における質疑の程度や是非、レポート、中間試験などを加味することがあります。A・B・C・D・Fの5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 開講の初めに、逮捕・勾留(1)―逮捕・勾留の手続・原則 第2回 逮捕・勾留(2)―別件逮捕・勾留、違法な拘束の救済など 第3回 捜索差押え(1)―令状による捜索差押え 第4回 捜索差押え(2)―令状によらない捜索差押え、令状主義 第5回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第6回 捜査一般・任意捜査総論―任意捜査と強制捜査、強制処分法定主義 第7回 任意捜査各論―任意同行・任意取調べ、おとり捜査など 第8回 特殊な捜査―写真撮影、通信傍受・盗聴 第9回 捜査の端緒―職務質問関連問題、告訴・告発、事前捜査 第10回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復・復習などを予定) 第11回 被疑者の取調べ・捜査構造論―任意取調べ、身体拘束中の取調べ、捜査構造論 第12回 被疑者弁護(1)―黙秘権 第13回 被疑者弁護(2)―弁護人選任権・接見交通権 第14回 捜査手続と被害者―被害者と刑事手続、捜査段階での被害者 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：各自の好みに従って、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は、基本的に前者に依拠します。</p> <p>参考書(購入任意)：刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで指示します。</p> <p>前提履修科目 特になし</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑事訴訟法2 (前期)	単 位 2
担 当	新屋 達之	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑事訴訟法2では、刑事訴訟法1に引き続き、刑事手続のうち公判・証拠関連のテーマを中心に取り上げます。具体的な進行計画などはTKCシステムによることとします。</p> <p>公判手続・証拠法は実務基礎科目と重なる部分も多くなりますが、これらの分野は理論的な一方で技術的な性格も強いので、重複をいとわず繰り返し学習されることを望みます。またこの分野は、捜査の分野に比べて形式的・理論的・思弁的色彩の強い部分も多く、とっつきにくい面もあろうかと思いますが、できる限り解きほぐしてゆきたいと思えます。また、公判傍聴や実務科目を通じて「体で覚える」こともぜひ行ってください。</p> <p>授業方法</p> <p>刑訴1を参照してください。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>刑訴1を参照してください。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 公訴の提起(1)―基本原則、公訴の統制、公訴提起の方式</p> <p>第2回 公訴の提起(2)―訴訟対象・訴因</p> <p>第3回 公判手続(1)―公判の原則、訴訟主体、訴訟への市民参加</p> <p>第4回 公判手続(2)―公判準備、公判手続、証拠開示</p> <p>第5回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復、復習などを予定)</p> <p>第6回 証拠法総論―厳格な証明と自由な証明、挙証責任、無罪の推定</p> <p>第7回 自白(1)―自白法則・補強法則</p> <p>第8回 自白(2)―同上、自白の信用性</p> <p>第9回 伝聞法則(1)―総論、321条関係(検面調書、捜査書類)</p> <p>第10回 伝聞法則(2)―322条以下</p> <p>第11回 排除法則―違法収集証拠排除法則</p> <p>第12回 予備(進捗状況により適宜テーマを設定するか、遅れの回復、復習などを予定)</p> <p>第13回 裁判―裁判の種類、裁判の効力</p> <p>第14回 誤判救済―上訴・再審</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)：各人の好みにより、白取祐司『刑事訴訟法』(日本評論社)、田口守一『刑事訴訟法』(弘文堂)のいずれかを各自で購入してください。但し、私は基本的に前者に依拠していることをお断りします。</p> <p>参考書(購入任意)：刑訴判例百選、刑訴法の争点以外のものについては、毎回のレジュメで主要なものを指示します。</p> <p>前提履修科目</p> <p>特になし。但し、刑法及び刑訴1の知識があることは、当然予定されています。</p>		

法律基本科目 刑事法

科 目	刑法1 (前期)	単 位
		2
担 当	花井 哲也 (夜)、中島 広樹 (昼)	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑罰法規の一般原則、国家刑罰権の限界、犯罪概念などの解釈論的問題を対象とするのが、刑法1である。そこで、授業では、刑法に関する基本的原理・概念及び学問的課題・現代的課題を網羅的にとりあげて進める。とくに、わが国の現在の刑法学は、ドイツの目的的行為論を理論的基準とする人的違法論の影響下で、行為無価値と結果無価値の論争状況が刑法学の隅々にまで及んでいる。犯罪を犯す意思である故意の概念、錯誤論、不作為犯の作為義務の根拠、正当防衛状況と正当防衛権の限界、共犯論、未遂論等々で、それぞれ新しい論点が展開されている。かかる刑法学の新しい理論状況を正確に理解できるように、具体的事例や判例等をあげて、以下のような順序で講義する。(なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること)</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 刑法の基礎 第2回 罪刑法定主義 第3回 因果関係 第4回 不真正不作為犯 第5回 実質的違法性阻却 第6回 正当防衛と緊急避難 第7回 責任能力と原因において自由な行為 第8回 故意と錯誤 I 第9回 故意と錯誤 II 第10回 過失犯 第11回 未遂犯 第12回 共犯 I 第13回 共犯 II 第14回 罪数 第15回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 曾根威彦『刑法総論(第3版)』[2000 弘文堂]、阿部純二『刑法総論』[1997 日本評論社]</p> <p>参考書(購入任意)： 『刑法判例百選 I (総論)』[2003 有斐閣]</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

科 目	刑法2（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也（夜）、中島 広樹（昼）	
<p>授業内容の概要</p> <p>刑法2は、各犯罪類型の解釈を明らかにすることによってその処罰可能な行為、すなわち処罰の範囲を確定することが重要である。最近は、胎児性致死傷、夫婦間レイプ、プライバシー侵害、コンピュータ犯罪など新たな当罰的行為が多く出現している。これは、社会の変化と変動に由来するものである。それにしたがって、学説や判例も多様に動いている。そこで、学説・判例を徹底して整理・検討することが要請されている。そして、一方罪刑法定主義、とくに人権保障との関連から国家刑罰権の限界を模索し、他方社会秩序の維持から法益保護の目的という困難な事態との調和を考慮する必要がある。順序は、個人的法益に対する罪から始めて、社会的法益に対する罪、そして国家的法益に対する罪へと進めて行く。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑討論も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階による。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 胎児障害と偽装心中 第2回 傷害罪と凶器準備集合罪 第3回 遺棄罪と逮捕・監禁・脅迫・誘拐の罪 第4回 強制わいせつ罪と業務妨害罪 第5回 住居侵入罪と名誉毀損罪 第6回 刑法における財物の意義と窃盗罪 第7回 不法領得の意思と占有概念 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 詐欺罪と恐喝罪 第10回 横領罪と背任罪 第11回 親族相盗例と損壊罪 第12回 騒乱罪と放火罪 第13回 偽造罪と公務執行妨害罪 第14回 犯人隠匿・偽証・証拠隠滅・収賄罪 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須)： 曾根威彦『刑法各論(第3版)補正版』[2003 弘文堂]</p> <p>参考書(購入任意)： 『刑法判例百選Ⅱ[各論](第5版)』[2003 有斐閣]、 花井哲也『刑法講義(各論Ⅰ)改訂新版』[1997 信山社]、 花井哲也『刑法講義(各論Ⅱ)』[1996 信山社]</p> <p>前提履修科目</p> <p>なし</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	証拠と事実認定（前期）	単 位
		2
担 当	森本 宏一郎	
<p>授業内容の概要</p> <p>民事訴訟での証拠調手続きにたいする理解を、できるだけ実際の訴訟に即したケースや設例を素材として使用して、実体法などとの関連や実務での問題などをも視野に入れながら、教師と学生との間の対論のなかから深化させる。このように、設例・ケースなどを中心とした双方向での授業を行うことで、単なる知識や抽象的な概念の集積に墮することのない、「実務との架橋」との要請にも十分応えうる生きた手続法についての理解と柔軟な思考力との涵養をはかる。</p> <p>授業方法</p> <p>TKC教育研究支援システムに、毎回のテーマに関する講義要旨・参考資料などを事前に掲載することで当日のテーマについては学生が十分、検討・予習済みであることを当然の前提として、授業当日は設例などを中心に質疑・討論もおこない当該テーマに関する理解を深めるように進める。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>期末試験によって評価する。成績評価は、A, B, C, D, Fの5段階の相対評価とする。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 民事訴訟における事実認定の基礎①－民事訴訟における「事実」の「証明」とは？</p> <p>第2回 同②－証拠調手続きにおける「弁論主義」の機能</p> <p>第3回 同③－要証事実、証明を要しない事実(裁判上の「自白」を中心として)</p> <p>第4回 同④－「主張・証明責任」(「要件事実」論を中心として－その1)</p> <p>第5回 同⑤－「主張・証明責任」(「要件事実」論を中心として－その2)</p> <p>第6回 同⑥－「主張・証明責任」(「証明責任」論を補完する理論について)</p> <p>第7回 同⑦－証拠調手続きにおける「公開主義」など諸原則の意義</p> <p>第8回 証拠調手続き総論1－証拠収集の手段</p> <p>第9回 証拠調手続き総論2</p> <p>第10回 証拠調手続き各論①－書証など(除く。文書提出命令)</p> <p>第11回 証拠調手続き各論②－文書提出命令－その1</p> <p>第12回 証拠調手続き各論③－文書提出命令－その2</p> <p>第13回 証拠調手続き各論④－鑑定、検証</p> <p>第14回 証拠調手続き各論⑤－証人尋問、当事者尋問</p> <p>第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>TKC上に事前に掲載。</p> <p>教科書(購入必須)</p> <p>『基本法コンメンタール 新民事訴訟法1・2・3』(日本評論社。主要には同2)</p> <p>参考書(購入任意)</p> <p>* 民事訴訟法全般についての「体系書」は、特段の指定はしないが、併用書として購入を予定している者は、平成15・16年改正への対応にも配慮されたい(比較的無難な体系書としては、伊藤眞「民事訴訟法」第3版補訂版－有斐閣、中野貞一郎外編「新民事訴訟法講義」第2版－有斐閣などがあるが、いずれの体系書も著者(编者)独自の説に基づく部分があるので、常にその説の当否を考えながら参照されたい)。</p> <p>* 伊藤滋夫「要件事実・事実認定入門」－有斐閣、司法研修所編「紛争類型別の要件事実」－法曹会(いずれも、必読書というわけではない)。</p> <p>* 『民事訴訟法判例百選第3版』(有斐閣、別冊ジュリスト169号。なお、『民事訴訟法判例百選』新法対応補正版1・2、別冊ジュリスト145・146号でも可)</p> <p>前提履修科目</p> <p>民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、民法総則、同債権総論、同契約法、同不法行為、商事法入門</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事執行・民事保全 (後期)	単 位
		2
担 当	深山 雅也	
<p>授業内容の概要</p> <p>技術的要素が濃くかつ民法をはじめとする実体諸法や民事訴訟法などの手続法に対する理解をその前提として不可欠とする民事執行及び民事保全手続に対する学習は、ややもすると単なる法文の暗記や抽象的な概念的知識の集積に終始し、社会の中で私権の実現過程として機能しているシステムという視点からの理解に欠ける結果となりやすい。そこで、執行の現場で生起している具体的なケースを想定しながら、理論面や実務面の問題点とともに、社会・経済的な背景をも視野に入れつつ、教師と学生とがともに考え議論しながら学習を進めていくこととする。このように、ケースを中心とする双方向授業を進めることで、理論と実務との架橋の要請にも十分応え得るよう努めながら、民事執行手続及び民事保全手続の構造やその機能に対する理解を深める。</p> <p>授業方法</p> <p>予習として教科書の指定範囲の精読と毎回のテーマに関する設例・設問の検討を前提とし、授業当日は、テーマに関する設例・設問をめぐる質疑討論を通じて、当該テーマに関する理解を深めるよう努める。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>毎回の授業における能動的参加の程度と発言内容を加味しつつ、期末試験の結果によって評価する。成績は、A・B・C・D・F の5段階とする。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 民事執行の基本構造(執行の種類・態様、主体、不服申立) 第 2 回 強制執行手続の総論(強制執行の要件、執行の対象、執行関係訴訟、手続進行) 第 3 回 金銭執行—不動産執行(差押・物件調査・評価・入札・配当) 第 4 回 金銭執行—不動産執行(保全処分・取消) 第 5 回 金銭執行—動産執行(差押・換価・配当) 第 6 回 金銭執行—債権執行(差押・換価・配当) 第 7 回 非金銭執行—明渡執行・引渡執行 第 8 回 非金銭執行等—代替執行・間接執行・意思表示の強制執行・財産開示手続 第 9 回 担保権実行—担保不動産競売 第 1 0 回 担保権実行—担保不動産収益執行 第 1 1 回 担保権実行—担保動産競売・債権執行・形式競売 第 1 2 回 民事保全—保全命令・保全執行(仮差押) 第 1 3 回 民事保全—保全命令・保全執行(仮処分) 第 1 4 回 民事保全—不服申立(保全異議・保全取消・保全抗告) 第 1 5 回 期末試験 <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須):『民事執行・保全法』(有斐閣アルマ、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦[著])</p> <p>参考書(購入任意):『民事執行・保全判例百選』(有斐閣、別冊ジュリスト 177 号)</p> <p>前提履修科目</p> <p>民事訴訟法 I・II、民法、商法</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 1（前期） 50分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
<p>第23回 主張責任と立証責任(証明責任) 第24回 [理由づけのための]請求原因と抗弁 第25回 抗弁の概念 第26回 立証責任分配問題 第27回 否認と抗弁の区別 第28回 復習テスト(3) 第29回 期末試験 第30回 〃</p> <p>使用教材 本授業の教科書は、上記のとおり担当者が著述し TKC の『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供するテキストである。 さらに予習復習に際しては、必要に応じ日本評論社刊行の『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1、2、3』の最新版(計三冊)を活用することを強く推奨する。受講者はこの文献を座右に備えておき、常に参照すべきである。新司法試験では、民事訴訟法の基本的規定条文に関する知識を問う短答式出題もあるから、学生用コンメンタール(条文注釈書)により復習していることがとりわけ重要となる。 もっぱら論点志向型であった従来の司法試験受験勉強で多くの受験生が用いていたいわゆる「教科書(購入必須)」を指定することはしない。それらは、新司法試験の民事系論述式試験の準備のためには、大部かつ煩瑣に過ぎると判断に基づく。ただし十分に勉学の時間を使える学生が、自身の好み、判断そして責任の下に適宜に選択して自習に用いるのであれば、それに干渉するつもりは当然ながらない。</p> <p>前提履修科目 ー法律基本科目ー 「証拠と事実認定」、「民事執行・民事保全」 ー実務基礎科目ー 「現代弁護士論」、「民事訴訟実務(シミュレーション)」、「専門職責任」 ー基礎法学・隣接科目ー 「司法制度論」 ー市民法務・公益法務ー 「行政訴訟実務論」、「憲法訴訟論」、「医療関係訴訟論」 ー企業法務ー 「倒産処理手続 1」、「倒産処理手続 2」、「会社関係訴訟論」、「民事司法の現代的課題」、「国際民事訴訟法」</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法2（後期） 50分授業30回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手續構成』が主たる関心事である。表面上は同一の話題が「1」と「2」で繰り返し取り上げられることもあるが、それは話題の重要性にかんがみ学修の深化をはかるための配慮にもとづく。</p> <p>本科目「民事訴訟法2」では、日本の実定制度としての民事訴訟の手續としてみた主要な部分を解明する。とりわけ受講者に法規定の理念と現実の訴訟進行の間に生じる諸問題について確実な認識を得させることに努める。</p> <p>授業方法</p> <p>担当者が著述した<教科書>に相当するテキストを TKC の『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供する。講義を基調とし、受講者の質疑を随時に受け付けることにより、授業の双方向性を確保する。また、途中で3回くらい、復習テストを実施する。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記試験を期末に行い、A・B・C・D および F(不合格)の5段階で評点を付する。</p> <p>授業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 訴訟審理の進行 第2回 訴え提起手續 第3回 訴訟当事者 第4回 訴訟手續の代理人 第5回 訴訟要件審理と本案審理 第6回 口頭弁論 第7回 弁論主義 第8回 攻撃防禦方法 第9回 「争点及び証拠の整理手續」 第10回 釈明作用 第11回 復習テスト(1) 第12回 手續規定の遵守・訴訟記録 第13回 訴訟承継・手續の中断受継 第14回 続・訴訟承継 第15回 民事訴訟の二当事者対立構造と多数当事者訴訟の例外 第16回 共同訴訟の成立・選定当事者 第17回 共同訴訟の審理 第18回 復習テスト(2) 第19回 訴訟参加その1 第20回 訴訟参加その2 第21回 裁判にありうる誤謬の是正 第22回 控訴審 第23回 上告審 		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 2 (後期) 50分授業30回	単 位 2
担 当	住吉 博	
<p>第24回 再審訴訟 第25回 裁判によらない訴訟の完結 第26回 続・裁判によらない訴訟の完結 第27回 特別の手續形態 第28回 復習テスト(3) 第29回 期末試験 第30回 //</p> <p>使用教材 本授業の教科書は、上記のとおり担当者が著述し TKC の『法科大学院教育支援システム』を通じて受講者に提供するテキストである。 さらに予習復習に際しては、必要に応じ日本評論社刊行の『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1、2、3』の最新版(計三冊)を活用することを強く推奨する。受講者はこの文献を座右に備えておき、常に参照すべきである。新司法試験では、民事訴訟法の基本的規定条文に関する知識を問う短答式出題もあるから、学生用コンメンタール(条文注釈書)により復習していることがとりわけ重要となる。 もっぱら論点志向型であった従来の司法試験受験勉強で多くの受験生が用いていたいわゆる「教科書(購入必須)」を指定することはしない。それらは、新司法試験の民事系論述式試験の準備のためには、大部かつ煩瑣に過ぎるという判断に基づく。ただし十分に勉学の時間を使える学生が、自身の好み、判断そして責任の下に適宜に選択して自習に用いるのであれば、それに干渉するつもりは当然ながらない。</p> <p>前提履修科目 ー法律基本科目ー 「証拠と事実認定」、「民事執行・民事保全」 ー実務基礎科目ー 「現代弁護士論」、「民事訴訟実務(シミュレーション)」、「専門職責任」 ー基礎法学・隣接科目ー 「司法制度論」 ー市民法務・公益法務ー 「行政訴訟実務論」、「憲法訴訟論」、「医療関係訴訟論」 ー企業法務ー 「倒産処理手続 1」、「倒産処理手続 2」、「会社関係訴訟論」、「民事司法の現代的課題」、「国際民事訴訟法」</p>		

法律基本科目 民事法

科 目	民事訴訟法 2 (後期)	単 位
		2
担 当	藪口 康夫	
<p>授業内容の概要</p> <p>教科「民事訴訟法1」および「民事訴訟法2」は、ともに民事司法関連教科群の一環であり、かつそれらの中で核心の位置を占めるものである。この2教科にさらに教科「証拠と事実認定」を加えたものを学修することによって、法典としての民事訴訟法(平成8年法律109号)総体の解釈論が会得される。「民事訴訟法1」を前期に、「民事訴訟法2」を後期に配当するが、授業は両者を一体として計画されている。</p> <p>「民事訴訟法1」では『民事裁判の法理構造』の解明が主たる関心事をなしており、「民事訴訟法2」では『民事裁判の手續構成』が主たるテーマとなっている。</p> <p>授業方法</p> <p>講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、双方向の対論型授業になることを目指している。</p> <p>成績評価の方法</p> <p>論述式と短答式を適宜配合した筆記式期末試験の結果により、評点を付する。</p> <p>授業計画</p> <p>第1回 訴え提起と送達 第2回 訴訟当事者・訴訟手續の代理人 第3回 訴訟要件審理と本案審理 第4回 口頭弁論 第5回 弁論主義 第6回 争点整理手續 第7回 訴訟承継 第8回 訴訟手續の中断・受継 第9回 共同訴訟の審理 第10回 訴訟参加その1(補助参加・共同訴訟的補助参加) 第11回 訴訟参加その2(独立当事者参加) 第12回 上訴1(控訴審の手續) 第13回 上訴2(上告審の手續・抗告)・再審訴訟 第14回 特別の手續形態(手形小切手訴訟・簡易裁判所の特則・督促手續) 第15回 期末試験</p> <p>使用教材</p> <p>教科書(購入必須): 中野貞一郎『民事裁判入門 [第2版補訂版]』(有斐閣、本体価格1,900円) 伊藤眞『民事訴訟法 [第3版補訂版]』(有斐閣、本体価格5,000円)</p> <p>参考書(購入任意): 司法研修所監修『4訂 民事訴訟第一審手續の解説—事件記録に基づいて—』 (法曹会、本体価格1,500円)</p> <p>前提履修科目</p> <p>民事訴訟法1</p>		